

■障害者手帳制度

□身体障害者手帳の交付

内 容 身体障害者福祉法に基づき、障害の程度によって1級から6級までに区分された身体障害者手帳を県知事が交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

市役所障がい者福祉課で診断書の様式をお渡ししますので、それを都道府県の指定を受けた医師が記入し、再び障がい者福祉課で交付申請書とともに提出してください。

- ・都道府県の指定を受けた医師が分からない場合はお尋ねください。
- ・手帳の交付は、提出から概ね2ヵ月～3ヵ月後となります。手帳引渡時に写真（縦4センチ×横3センチ、正面上半身、無帽、無背景、1年以内に撮影したもの）が必要です。

対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

□療育手帳の交付

内 容 障害の程度によって㊤、A、B、Cに区分された療育手帳が交付されます。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

市役所障がい者福祉課で本人の状況等についてお尋ねしたあと、18歳未満の方は埼玉県所沢児童相談所で、18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンターで知的障害の判定を受けていただきます。

手帳の交付は、判定を受けていただいてから概ね1ヵ月後となります。手帳交付時に写真（縦4センチ×横3センチ、正面上半身、無帽、無背景、1年以内に撮影したもの）が必要です。

対象者 埼玉県児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）において、知的障害と判定された方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

□精神障害者保健福祉手帳の交付

内 容 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害の程度によって1級～3級に区分された精神障害者保健福祉手帳を県知事が交付します。

対象者 初診日から6ヵ月以上経過しており、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

■介護保険制度との関係

介護保険サービスを利用できる方は、65歳以上で要介護・要支援認定を受けた方、又は40歳以上65歳未満で下記に掲げる疾病が原因で、要介護・要支援認定を受けた方です。

障害者手帳をお持ちの場合でも、要介護・要支援認定を受けている方は、原則的に介護保険サービスを利用していただくことになります。ただし、介護保険の制度にないサービスについては、障害者福祉制度のサービスを利用することができます。

表・特定16疾病

がん[がん末期] ※
関節リウマチ
筋萎縮性側索硬化症
後縦靱帯骨化症
骨折を伴う骨粗しょう症
初老期における認知症
進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 (パーキンソン病関連疾患)
脊髄小脳変性症
脊柱管狭窄症
早老症
多系統萎縮症
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
脳血管疾患
閉塞性動脈硬化症
慢性閉塞性肺疾患
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 表中「がん」については、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限ります。

■避難行動要支援者避難支援事業

内 容 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者（災害時に自力避難が困難な下記の対象者）の内、災害時に地域支援者（お住まいの地域の自治会や民生委員・児童委員等）の避難支援を必要とする方を、地域で協力して支援する事業です。

この事業の支援を受けるには、個人情報避難行動要支援者名簿に登載をし、地域支援者等関係者に公開されることに同意していただく必要があります。

※災害時は誰もが被災者となる可能性があるため、その支援が必ず行われることをお約束や保証するものではなく、また、地域支援者に法的な責任や義務を負わせるものでもありません。避難支援は、地域支援者の任意の協力によるものです。

対象者 自力での避難が困難な方のうち、自宅で生活されていて、
以下の①～⑦のいずれかに当てはまる方
（病院や福祉施設に入院・入所されている方は除きます）

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ② 介護保険法による要介護状態区分・要介護1以上の方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 市や地域支援者等が自力で避難することが困難と認める方
- ⑦ その他、自力で避難することが困難な方（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、避難行動に不安がある方など）で自ら名簿への登載を希望する方

問い合わせ 危機管理課 電話 04-2953-1111 内線 3694、3695、3698
障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591

■災害に備えましょう

災害はいつ起こるかわかりません。いざという時に困らないよう、普段から災害への準備をしておきましょう。日常的に使用している物品（ストマ装具・紙おむつ等）は、最低1週間分は備蓄し、非常時に持ち出せるようにしましょう。

■福祉避難所

内 容 市では災害が発生し、特に避難の長期化が予想される場合に、障害のある方や介護度の高い方など、一次避難所では生活することが困難な方が避難生活を送ることができるように社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結しました。

福祉避難所は災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」で、一般の指定避難所とは異なり、災害発生後すぐに開設されるものではありませんので、まずは身近な一次避難所への避難をお願いします。

■ 福祉避難所一覧

地区	施設名	住所	主な対象者
入間川	特別養護老人ホーム 第二つつじの園	入間川865-1	高齢者
入曽	特別養護老人ホーム むさしの園	南入曽1044-1	高齢者
	特別養護老人ホーム むさしの園わかば	南入曽1048-2	高齢者
	特別養護老人ホーム 福寿の里	北入曽1502-1	高齢者
堀兼	大樹の森 災害時避難スペース	加佐志244-1	障害児・者
	中新田自立スクエア 災害時避難スペース はるにれ	中新田73-3	障害児・者
	しののめ	加佐志139-1	障害児・者
	特別養護老人ホーム オリーブ	上赤坂290-1	高齢者
	特別養護老人ホーム さくら	加佐志104	高齢者
柏原	青い実学園	柏原758-1	障害児・者
	特別養護老人ホーム さやま苑	柏原758-4	高齢者
	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム つつじの園	柏原1185-6	高齢者
水富	県立狭山特別支援学校	笹井2958	障害児・者
	介護老人福祉施設 ジョアン宮地の里	笹井1568-2	高齢者
	特別養護老人ホーム ひろせの杜	上広瀬霞ヶ丘939-1	高齢者

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

高齢者支援課 電話 04-2953-1111 内線 1576

■障害者差別解消法

内 容 この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくし、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、企業や店舗など、事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化されました。

★対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」は、障害者手帳を持っている人だけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限があるすべての人が対象です。（障害児も含まれます。）

★対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」は、会社やお店など、同じサービスなどをくり返し継続する意思をもって行う人たちです。社会福祉法人の事業所やボランティアグループなども入ります。

★この法律の主な内容は？

①「不当な差別的取扱い」の禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、差別することを禁止しています。

【例】障害があることを理由に窓口で対応を拒む

保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない など

②「合理的配慮の提供」

障害のある人から、何らかの配慮を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重過ぎない範囲で配慮することを求めています。

【例】段差がある場合、スロープなどを使って車いすの移動を補助する

意思を伝え合うために、筆談をしたり、絵や図などを使う など

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト（内閣府）
<https://shougaishasabetukaishou.go.lg/>

★不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供で困ったことがありましたら、市役所障がい者福祉課で相談を受け付けています。

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1592 FAX 04-2952-0615